

船橋市介護認定審査会委員研修実施要領

1. 趣旨

この要領は、要介護認定及び要支援認定(以下「要介護認定等」という。)において、介護認定審査会委員が、公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させるため、本市が行う介護認定審査会委員に係る研修(以下「研修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 実施主体

研修の実施主体は船橋市とする。

3. 対象者

研修の対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 船橋市の介護認定審査会委員に委嘱されることが予定される者
- (2) 船橋市の介護認定審査会委員

4. 研修内容及び研修方法等

審査会委員の研修区分、対象者、研修内容及び研修方法は、次の表のとおりとする。

研修区分	対象者	研修内容	研修方法
新規研修	前項第1号に定める者	(1)要介護認定関係制度論及び審査会委員の基本姿勢	社会保障制度、介護保険法、要介護認定等の理論等の要介護認定関係制度論や、前記内容を踏まえた委員としての基本的な考え方等について講義方式によって実施する。
		(2)要介護認定等基準の考え方	要介護認定等手続きの一連の流れ、要介護認定等基準の概念、要介護認定等基準時間の設定方法、一次判定及び二次判定の役割等について講義方式によって実施する。
		(3)介護認定審査会の手順	介護認定審査会に関する全体的な留意事項、個別の審査及び判定方法等について講義方式によって実施する。
		(4)その他	審査判定における留意事項等の周知を図るため、必要に応じ介護認定審査会における

			個別の審査判定において特に判定が困難であった事例及び審査判定の際に参考となる事例について必要な事項、留意すべき事項等について講義方式によって実施する。
現任研修	前項第2号に定める者	(1)改正等に関するすること	要介護認定等に関する変更等について講義方式によって実施する。

5. 研修実施上の留意点

(1) 講師

介護保険業務に携わる船橋市職員その他要介護認定等に関する知識及び経験を有すると千葉県が認めた者とする。

(2) 研修課程標準時間目安

① 新規研修 合計3時間以上とする。

② 現任研修 合計時間は特に定めず、必要に応じ、定期的を開催する。

(3) 研修の修了

新規研修又は現任研修のそれぞれの全課程を受講した者を研修の修了者とする。

(4) 研修修了者

① 市長は、新規研修及び現任研修の別に研修の修了者について名簿を作成する。

② 新規研修の修了者には、千葉県より修了証書を交付する。

6. その他

研修の実施にあたり、研修日程、研修内容等について千葉県と調整を図るものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月7日から施行する。